

答弁書第四九号

内閣参質一九六第四九号

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員山本太郎君提出昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(

O

参議院議員山本太郎君提出昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が、平成三十年三月十四日の参議院予算委員会において、「妻に確認をいたしました。そのようなことは申し上げていないということでした。」と答弁し、同月二十六日の同委員会において、「妻についての、今までもこれ一年近く様々な質問をいただきました。全て私はお答えをさせていただいております。」及び「私が答えるということは総理大臣として答えるわけでありまして、それには責任を持って答えなければならぬ。それが違っていた、あるいは全く虚偽のことを申し上げていたということになれば、これは政治責任になると。そういう重い気持ちでということだけではなくて、責任の伴う答弁をさせていただいているということですのでございます。」と答弁したとおりである。

八について

お尋ねの「国会における証人喚問」については、国会において判断されるべき問題であり、政府として

お答えする立場にない。